

東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月27日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第33号

東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の特例に関する規則（平成23年鳥取県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 略 (この規則の失効) 2 この規則は、 <u>平成24年12月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (施行期日) 1 略 (この規則の失効) 2 この規則は、 <u>平成23年12月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。